

令和元年10月1日より使用料を改定します！

市では、各施設における使用料の適正化をはかるために、施設の維持管理経費等を考慮した見直しを行っております。

市民プール（伊香立、坂本、晴嵐、曾束、富士見）については、本年10月に予定されている消費税率10%への改正に合わせて、使用料の改定を実施いたします。

新しい使用料については、「施設使用料算定基準」を基に、施設の維持管理経費に依りて算定しております。なお、利用者の急激な負担増を軽減するため、1回目を令和元年10月1日、2回目は令和4年4月1日の2段階で改定を行います。

ご利用の皆様にはご迷惑をおかけしますが、公共施設使用料の適正化に向けた取り組みに、ご理解とご協力をお願いいたします。

○夏期プール（伊香立、坂本、晴嵐、曾束）・新富士見プール平水期

施設	利用区分	現行	改定後	
			R1.10.1	R4.4.1
プール (1回券)	中学生等、高齢者及び障害者等	210	270	330
	一般	320	400	490
プール (回数券)	中学生等、高齢者及び障害者等	2,160	2,750	3,300
	一般	3,240	4,070	4,950

○富士見プール（温水期）

施設	利用区分	現行	改定後	
			R1.10.1	R4.4.1
プール (1回券)	中学生等、高齢者及び障害者等	320	400	490
	高校生	430	550	660
	一般	640	820	990
プール (回数券)	中学生等、高齢者及び障害者等	3,240	4,070	4,950
	高校生	4,320	5,500	6,600
	一般	6,480	8,250	9,900

【お問い合わせ先】

市民スポーツ・国スポ・障スポ推進課 電話 077-528-2637 fax 077-523-7855